

令和7年度 第1回 広沢小 学校運営協議会

令和7年5月15日(木)

13:30~15:00

開放教室

開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 <司会：教頭、記録：石川>

1 会長挨拶

2 校長挨拶

3 自己紹介

4 浜松市学校運営協議会規則等について（教頭）

5 議長の選出（出席した委員の中から互選）

6 令和7年度協議会自己評価の確認、令和7年度の目標

7 熟議

（1）令和7年度学校経営の基本方針について（校長）

（2）「いじめ防止等のための基本方針」について（教頭）

8 報告 <司会：教頭、記録：石川>

9 連絡

（1）学校支援の取組について

（2）夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について（教頭）

（3）次回 令和7年6月16日（月）13:30~15:30

（4）次回の熟議内容の確認

（5）その他

・ 学校行事への参観について

第1回 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

会長	すぎうら いうじ 杉浦 友治
副会長	ひらの けいご 平野 圭吾
委員	やまだ たにかず 山田 谷一
委員	かわかみ れいこ 川上 玲子
委員	はしもと のりゆき 橋本 憲幸
委員	みやもと よしこ 宮本 慶子
委員	はしもと かずよ 橋本 かずよ
委員	ささき ともなり 佐々木 知成
委員	かとう いずみ 加藤 いずみ（学校支援コーディネーター）

学校支援 コーディネーター	やの たかえ 矢野 貴恵
------------------	-----------------

オブザーバー

西部協働センター	石田 博基
	横市 佳音

学校

校長	浮田 佳昭
教頭	鈴木 俊彰
主幹	中村 隆太郎
C S 担当教職員	天野 毅稔
C S ディレクター	石川 由美

浜松市教育委員会

教育総務課	
-------	--

学校運営協議会 年間計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和7年 5月15日 木曜日 13:30～15:00 会議室	熟議テーマ (1)令和7年度学校運営の基本方針について (2)本年度の学校運営協議会の目標および取組について (3)「いじめ防止等のための基本方針」について ・説明と共通理解 ☐ 夢育やらまいかCS加算分についての意見書について	
2	6月16日 月曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ(予定) (1)地域人材によるクラブ活動の取組について (2)学校支援活動の具体策について ・地域人材の活用 ・これからの部活動について (3)学校評価アンケートの項目の検討について ☐ 学校支援活動の近況	
3	10月23日 木曜日 13:00～15:00 会議室	熟議テーマ(予定) (1)令和の日本型学校教育について ・授業参観と子供たちに付けたい力 ・教師との座談会 (2)大規模改修に伴う教育活動について	★学校運営協議会の自己評価表 ★委員の意見収集⇒学校への提出 締め切り日 11月7日(金) 教頭あて
4	令和8年 2月17日 火曜日 13:30～15:00 会議室	熟議テーマ(予定) (1)学校関係者評価について 学校の自己評価(結果、分析・考察、改善方策等)の説明 ⇒改善方策について熟議(この結果を学校関係者評価として提出)⇒協議会終了後、見直し⇒公表⇒次年度へ反映 (2)次年度学校運営の基本方針について 説明と承認 (3)学校運営協議会の自己評価 ☐ 夢育やらまいかCS加算分の報告	★学校評価の自己評価、学校関係者評価は、教育総務課へ提出、学校HPに公表 ★学校運営協議会の自己評価は、学校運営協議会会長から教育総務課へ提出、学校HPに公表 ★夢育やらまいかCS加算分の報告は、意見書、決算書を教育総務課へ提出

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

＜本年度の目標＞

- ・今年度の重点として、広沢小の子供たちに付けたい力である課題対応能力の育成に向けて、一緒になって取組を考えていきたい。
- ・コミュニティ・スクールの具体的な取組を地域に発信し、充実した活動を行うための人材発掘の強化を続けていく。教師のサポートに地域人材を活用することで、教師の働き方改革を図っていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長から令和6年度学校運営の基本方針について説明があり、委員全員が異議なく承認し、学校の教育目標や課題を共有することができた。
- 学校創立90周年記念を踏まえて、グランドデザインが作成されており、広沢小の学校教育目標が分かりやすい言葉と具体的なデザインで表されていて、協議会委員全員が教育目標と目指す学校像を理解し熟議することができた。
- 今年度重点的に取り組む「かいけつする力」の育成や「主体的で楽しい学び」について理解し、熟議することができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 校外学習の場を提供していただいている団体・事業者やクラブ活動における方々など、地域の教育的資源を発掘し、継続させていく取り組みについて熟議をすることができた。
- 学校運営協議会委員が読み聞かせボランティアや図書館ボランティア、大掃除ボランティアに参加し、委員自ら絵本を通して子供たちとの時間を共有し、交流を図ったり、図書室や教室の環境整備の支援をしたりして、学校の現状を把握することができた。これを熟議する際の参考にしていきたい。
- 広沢小見守り隊のあり方や地域の方々との関わり方について熟議をすることができた。
- 「広沢小学校いじめ防止基本方針」の具体的な取り組みについての説明やICTを活用した個別最適な学びの授業参観などを通して、子供たちの「かかわる力」や「かいけつする力」の育成を実施していることを認識し、熟議を進めることができた。
- 管理職や担当だけでなく、教職員も会に参加し、委員と一緒に熟議することに挑戦できた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- CSだよりや学校だより「くすのき」、ホームページ等において、協議会の様子や結果について情報発信していた。
- 所属する自治会の役員会、地区社協の会合等の活動の場で協議会の情報発信を行った。
- 地域に対しての発信が十分かと言えば、多少疑問がある。広沢小学校を地域全体でよりよくしていくためには、情報の発信の仕方や内容、発信先も検討していくべきだと感じる。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- クラブ活動や音楽部の地域移行等、継続して地域人材の活用について熟議していく必要がある。
- 定着しつつある広沢小見守り隊の認知度を一層高め、持続可能な取り組みになるように、さらなる地域との連携を図っていく。
- 外部への発信に加え、教職員の学校運営協議会に対する理解を深めるために、参加の仕方や会への関わり方を工夫する。

(様式 1)

学校番号 (小・中)

令和 7 年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 (広沢小) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

・今年度の重点として、広沢小の子供たちに付けたい力である課題対応能力の育成に向けて、一緒になって取組を考えていきたい。

・広沢小見守り隊のさらなる地域と連携強化を図っていく。

・コミュニティ・スクールの具体的な取組を地域に発信し、充実した活動を行うために地域人材の活用方法について考えていく。教師のサポートに地域人材を活用することで、教師の働き方改革を図っていく。

＜評価項目 1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目 2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目 3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

＜評価項目 4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

令和7年度 学校運営方針の概要

1 学校教育目標

「共に輝き 未来を拓く子」

■「共に輝き」…多様性を尊重し互いの良さを発揮しながら協働しようとする精神

自他の違いを価値あるものとして受け止め、他者の考えや感じ方に共感し、目標に向かって協力し合い、時には切磋琢磨しながら自己実現を図っていく力を身に付けさせたい。

■「未来を拓く」…夢に向かってリスクを恐れず新しい価値の創造に向かってチャレンジする精神

困難な出来事に出会っても決してあきらめることなく、最後まで努力し続け、前進しようとするたくましさを身に付けさせたい。

広沢っ子宣言とキャリア教育で育てたい資質・能力を関連させた学校運営をし、令和6年度は「かいけつする力」に重点を置いて教育活動に取り組んだ結果、これまで数年にわたって下降傾向にあった「勉強が楽しいと感じる子」の数値が3年ぶりに増え、主体的に学びに向かう姿勢が育ちつつある。めあてに向かって計画的に取り組む、そして、自己の学びを振り返る活動の繰り返しにより、学ぶ意義や将来に向けて見通しをもったり、自分自身のよさに気付いたりしている子も多く見られている。

保護者は大変協力的で、学校での学習に対する関心や期待が高い上に、家庭学習の取組に対する意識も高い。令和6年度からの取組に肯定的な意見がある反面、「宿題を出してほしい」というご意見が多く聞かれる。そのため、今後一層丁寧な説明をして、保護者と家庭学習の在り方を共有し理解を深める方法を工夫していく必要がある。

全国学力・学習状況調査の結果からは、能力が高く学習内容が身に付いている子が多いことが分かる。学ぶ意義や勉強の楽しさを感じている子が増えてきているので、今後も、子供に付けたい資質・能力、新たな学力観、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図った授業のイメージ等を、教職員と子供だけでなく、保護者ともに共有し、学校と家庭が連携して教育活動に取り組んでいくことが大切である。

そこで、令和7年度も昨年度に引き続き、広沢っ子宣言とキャリア教育で育てたい基礎的・汎用的能力との関連を図りながら、特に、課題対応能力「かいけつする力」に重点を置いて、教育活動を展開していきたい。

次に、学校評価アンケートの結果では、「家族や友達、先生に進んで気持ちのよい挨拶をしている」と肯定的に答えた児童の数値が、昨年度との比較で、-1.6%で、89.9%であった。委員会や高学年の子供を中心に、校内に挨拶の声を響かせるように頑張っている姿がたくさん見られ、自分から進んで挨拶をすることができる子が増えてきてはいるが、自分と関わりのない大人とすれ

違ったときの挨拶に課題があるように思われる。また、丁寧で温かい言葉遣いについては、前年度との比較で-5.0%であった。また、言葉の暴力により友達とのトラブルが生じたり、友達との関わることに苦手(集団が苦手)さを感じて登校渋りを起こしたりしている子もいる。そこで、人とのコミュニケーションを図るときの基本として、進んで挨拶することや温かい言葉遣いをするに粘り強く取り組んでいきたいと考える。

そこで、今年度も、「かかわる力」に重点をおいて、子供の人間関係・社会形成能力を育てていきたい。

2 目指す学校像

「大好き広沢 ～みんなの笑顔があふれる学校～」

友達大好き、先生大好き、勉強
大好き、学校大好き …

子供も、親も、先生も、
地域の方も …

(1) 多様性を尊重し、一人一人を大切にしたい学校(子供のウェルビーイングの向上)

広沢小学校は、年間の転出入児童が多い市内でも希少な学校である。県外からの転入以外にも、外国で暮らして現地や日本人学校に在籍していた経歴をもつ児童が非常に多い。子供たちは、それぞれ豊かな個性をもっており、広沢小学校では、この個性の違いを価値あるものとして認め合う教育を目指している。勉強や運動が得意な子もいれば不得意な子もいる。また、人付き合いが上手な子もいれば苦手な子もいる。全ての子供を認め励まし、子供が安心して自己実現を図ることができるよう一人一人を大きく包み込む「懐の深い教育」を目指す。広沢っ子の、他を快く受け入れ親切にできるといったよさを、さらに引き出すことができればよい。**(多様性と包摂性)**

発達支援学級は、開設5年目を迎え、その認知やニーズが高まっている。在籍児童数は、増え続け、開設以来最大数となる。学級数も1学級増の4学級となる。今後も一人一人の子供に応じた教育計画を工夫することに加え、通常学級の児童との積極的な交流活動することにより、互いの存在を認め合う子供の育成を図っていく。**発達支援教育の理念は、全ての教育の原点であり、子供のウェルビーイングにつながるものである。**

(2) 教職員が働きがいのある学校(教職員のウェルビーイングの向上)

教職という仕事は、子供の成長を間近で感じることができ、喜びや達成感を仲間とともに味わうことができる働きがいのある仕事である。明るく活力のある学校づくりをするためには、**子供と関わる教職員自らも元気で明るく、自分らしさを発揮して働いていることが大切である。**教職員一人一人が勤務時間を自己管理し、余暇を楽しんだり、学校以外の人とのつながりをもったりする等、ワークライフバランスのとれた生活に心掛けることができるような声掛けをしていく。**困ったときには一人で悩まず、日々の様々な問題に対して情報共有をし、学年体制、または学校体制で課題解決を図るチームワークが大切である。****誰一人として教職員が孤立しない学校づくりを目指し、教職員**

のウェルビーイングを向上させていきたい。

近年は、学校だけでは解決できない事案も発生しているので、そんなときには、SCやSSW、医療機関等外部の専門機関と連携を取るなど体制づくりも必要である。教師が子供と向き合う時間、明日の授業のための教材研究をする時間を確保するために、教育の情報化やペーパーレス化、業務の見直しや会議の効率化等、多忙化解消に向けた取組を推進していく。

(3) 子供が安心して通える学校

学校が子供にとって安心できる場所になるためには、子供同士、教職員と子供との人間関係が良好であることが大切である。友達への心ない言葉や態度が人の心を傷つけ、ときには、いじめにつながることの指導を丁寧に行うとともに、些細な子供の心の変容に気付くことができるように心掛け、いじめの早期発見・早期対応に努める。「いじめ防止基本方針」を教職員と保護者で共有し、「いじめ見逃し0」を目指す。

令和5年度に新設された「校内まなびの教室」は、不登校や登校渋りの子供にとって安心して学ぶことできる居場所としての機能を十分に果たしている。今後も、子供の居場所の選択肢の一つとして重要な機能を果たしていくことが期待される。

(4) 地域を愛する心と進取の精神(アントレプレナーシップ)に満ちあふれた学校

生活科の「まちたんけん」の学習や中学年の総合的な学習の時間をとおして、自分たちが住んでいる町に愛着をもち、地域のよさに気付かせる教育の場を設定していく。愛校心や地域を愛する心を育みながら、主体的に学習に取り組むことができる子供の育成を図っていく。

自分たちが大切にしている校歌の2番の歌詞に刻まれた進取の精神は、伝統的に引き継がれて生きている。この進取の精神とは、これからの予測困難な社会においても、自ら目標を設定して、周りの人と協働しながら課題を解決していく力と押さえている。高学年の総合的な学習の時間においては、これらの力が身に付くように、外部人材を招聘した学習を行う。広沢地区は、市内有数の文教地区であり、数ある教育施設と連携して質の高い体験の教育活動(例: 静大工学部でのプログラミング体験、「オクトーバープロジェクト」等)を展開することができる。また、地域には、医療従事者、法曹関係者、企業経営者等の様々な分野で活躍している保護者等の人的教育資源も豊富である。これからも、広沢小ならではのキャリア教育を推進し、学校運営協議会と連携して貴重な教育資源とのつながりを保っていききたい。

(5) 家庭・地域と連携し、共に歩む学校

教職員一人一人が教育公務員であるという自覚をもち、子供に対する不適切な言動や不祥事の根絶に努め、保護者や地域からの信頼を失わない努力をしていく。

子供の育成には生活基盤である家庭(保護者)との密な連携を欠かすことはできない。三者面談、教育相談日の機会をとおして、保護者の声に耳を傾け真摯に対応する態度で接する。また、日々の連絡や学校だより・学年だより、学校ホームページ、さくら連絡網等を活用して、子供のよさを積極的に発信するように心掛け、保護者との信頼関係づくりにも励んでいく。

地域との連携では、設立6年目を迎える学校運営協議会が我々の心強い存在となっている。学校経営方針に関する熟議と承認、学校における諸問題に対する熟議を充実させて、これから

もコミュニティ・スクール推進を図っていく。学校運営協議会の取組を地域住民に発信する方法や、管理職と担当だけではなく他の教職員が学校運営協議会とどのような関わりをもつかについては、課題が残されている。

3 重点目標

(1) 広沢っ子宣言

「広沢っ子宣言」とキャリア教育で育てたい基礎的・汎用的能力とを関連させて取り組む。

【広沢っ子宣言】

- 1 笑顔で気持ちのよいあいさつをし、マナーを守って行動します
- 2 相手を思いやり、友だちにやさしくします
- 3 自分の夢をかなえるために、進んで勉強します
- 4 チャレンジしたことを最後までやり抜きます
- 5 命を大切にし、健康や安全に気をつけて生活します

※ 「広沢っ子宣言」が、絵に描いた餅にならないよう、下位項目にまで落とし込んだ繰り返しの指導に心掛ける。

(2) 重点目標及び具体的な手立て

① 自分から進んで挨拶をする子 90%

＜広沢っ子宣言1 キャリアの視点：「かかわる力」(人間関係・社会形成能力)＞

② 友達に「ありがとう」と言える子 90%

＜広沢っ子宣言2 キャリアの視点：「かかわる力」(人間関係・社会形成能力)＞

③ 勉強が楽しい子 85%

＜広沢っ子宣言3 キャリアの視点：「かいけつする力」(課題対応能力)＞

④ 目標に向かって頑張る子 90%

＜広沢っ子宣言4 キャリアの視点：「やりぬく力」(自己理解・自己管理能力)＞

⑤ 病気やけがに気を付けて生活する子 90%

＜広沢っ子宣言5 キャリアの視点：「かいけつする力」(課題対応能力)＞

※ これまでの経緯から、目標値は、90%が妥当だと考えました。

令和7年度 広沢小コミュニティ・スクールの仕組みによる活動計画

実施月	学校運営協議会	講座(地域人材の活用等)	学校支援の取組(CSコーディネーター)	学校支援の取組 (保護者・地域ボランティア)	クラブ活動
4月			・読み聞かせボランティアの募集		
5月	◆第1回学校運営協議会(5/15) ・学校運営の基本方針の確認 ・「いじめ防止等の対策基本方針について」 ・年間活動計画について □運動会(5/23)	・和の心:5年座禅体験(普済寺・浄土寺) ・邦楽鑑賞教室:5年(吉田理世先生)	・図書館ボランティアの募集	・3年総合「みんなのまち広沢～浜松まつり編」校外学習引率補助	
6月	◆第2回学校運営協議会(6/16) ・地域人材によるクラブ活動の取組について ・広沢見守り隊について □参観会①(6/13)	・命の講演会:5・6年(腰塚勇人様) ・茶の湯講座:5年(松陰邸)★ ・陶芸教室:はばたき(安藤早恵子先生)★ ・法教育出前授業:6年(弁護士会様)(6/25)	・読み聞かせ、図書館ボランティア開始 ・広沢小見守り隊 交通安全を語る会参加&情報交換会(6/23) ・大掃除ボランティアの募集	・2年生活科「ときどきわくわく町たんけん」引率補助①	第1回(6/16) ・将棋 ・生け花 ・バルーンアート ・手品 ・グランドゴルフ ・科学クラブ
7月			・大掃除ボランティア(7/18)		
8月					
9月		・ウィズ蛭塚 施設見学と交流:4年★	・学校支援CD打合せ	・2年生活科「ときどきわくわく町たんけん」引率補助② ・3年総合「みんなのまち広沢～歴史編」校外学習引率補助	
10月	◆第3回学校運営協議会(10/23) ・授業参観 ・令和の日本型教育と子供に付けたい力について(座談会) ・学校支援活動について これからの部活動について □参観会②(10/15)	・オクトーバープロジェクト(北高国際科様)(10/17)★ ・プログラミング講座:5年(静岡大学様)★		・1年生活科 アサガオのつるリースづくり補助	第2回(10/27)
11月	□音楽会(11/7)★	・発酵講座:3年国語科(むつみ製パン 渡辺純子様)★ ・SDGs講座:5年(各企業様)★ ・新入生保護者:家庭教育講座(橋本憲幸様)(11/13)★ ・1年家庭教育講座(川上玲子様)11/28★	・大掃除ボランティアの募集 ・コミュニティ・スクールだよりの発行	・1年生活科 木の実でおもちやづくり補助	第3回(11/25)
12月	□風っ子記録会(12/9)	・ラグビー教室:3年(静岡ブルーレヴズ様)(12/16・17)★ ・福祉講座:4年(ウィズ蛭塚様)★	・大掃除ボランティア(12/15)		
1月			・学校支援CD打合せ	・1年昔の遊び補助	
2月	□参観会③(2/10) ◆第4回学校運営協議会(2/17) ・学校関係者評価について ・来年度の学校運営の基本方針について ・学校運営協議会の自己評価	・	・R8 4月当初の1年生給食ボランティアの募集		
3月					

(様式1)

令和7年5月16日

浜松市立広沢小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 大石 健太郎 様

浜松市立広沢小学校運営協議会
会長 杉浦 友治

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年5月15日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

豊かな心を育むためには、本物に触れる学習が大切である。

- 地域の住まわれている方を講師に招き、学ぶ。
- 地域の施設や大学を活用する。
- 体験活動を充実させる。